

「応援します!!あなたの農業」

# あぐりサポートニュース

福島県農業振興公社だより

第 19 号 平成 18 年 3 月

発行元 福島市中町 8 番 2 号

財団法人福島県農業振興公社

TEL 024-521-9834 FAX 024-521-8277

## “小池達矢さん福島県知事賞受賞”

～平成17年度福島県農村青年会議～

平成18年2月7日(火)～8日(水)の2日間、郡山市熱海町「清稜山倶楽部」において、県内の農業青年並びに関係者70余名の出席により平成17年度福島県農村青年会議が開催されました。



この会議は、福島県農業青年クラブ連絡協議会と財団法人福島県農業振興公社との共催により毎年開催しているものであり、農業経営等に関するプロジェクト発表と意見発表に分かれ、農業青年の日頃の研究成果等が発表されました。

発表者の中から、プロジェクト発表部門においては両沼農村青年クラブの小池達矢さんの「有機米を作ってみよう!!!」と題した安全・安心な

米の栽培・販売等に関する発表が最優秀賞(福島県知事賞)を受賞され、意見発表の部門では安達地方農業後継者クラブD”ATCHの加藤和成さんが「ステップアップ-2度目のチャレンジ-」と題した就農と離農を繰り返してきた自分の経験を生かし、地域の見本となる「牛飼い」となりたいとの想いについての発表が優秀賞(福島県農業振興公社理事長賞)を受賞され、両名は今年秋に開催される東北大会(宮城県)へ出場することになりました。また、2日目のリーダー研修会においては福島県農業会議農地情報部長の齋藤喜次氏が、「相続ならびに農地の貸借について」と題し講演され、有意義な研修会となりました。



平成18年度新規・農地保有合理化総合支援事業案の概要

平成19年度からの「品目横断的経営安定対策」の対象となるような土地利用型農業の担い手を育成するため、農地保有合理化法人である当公社や市町村段階の合理化法人が、農用地利用規程に担い手として位置づけられた認定農業者などに対して、農用地の利用を集積するための支援を総合的なメニュー方式で行う「農地保有合理化総合支援事業」が、平成18年度政府予算に計上されています。

事業の内容

当公社(市町村段階の合理化法人を含む)が、地域の営農改善団体の農用地利用規程に位置付けられた法人を含む認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体などに対して、農作業受託を含む農用地の利用を集積するための支援メニュー事業に必要な資金を無利子で貸し付けます。

支援メニュー

小作料の一括前払

農用地などを借地により規模拡大を図るため、3年以上の利用権を設定した賃貸借契約について、当公社が仲介して3年から5年以内の小作料の一括前払を行います。

受託料の一括前払

農作業の受託により実質的な規模の拡大を図るため、同一の生産工程における基幹農作業3種類以上で3年以上の受委託契約について、当公社が仲介して3年から5年以内の農作業受託料を一括前払します。

農用地の管理・再整備

新たに権利を取得する農用地を効率的に活用出来るように整備する簡易な基盤整備を行う費用を融資します。(5年以内の一括償還)

農業用機械・施設のリース

新たに権利を取得する農用地を効率的に耕作するために必要な農業機械や施設を、離農者や販売店から当公社が買い入れてリースし

ます。

企画提案事業

新たに権利を取得する農用地を効率的に活用する観点から、地域の企画提案による事業費用を当公社が融資します。

例えば品質向上のための共同育苗施設導入費や新品種の導入にかかる経費などを想定しています。(5年以内の一括償還)

対象者と集積要件

[認定農業者タイプ]

対象者

地域の農用地利用改善団体の農用地利用規程に、担い手として位置付けられた農業生産法人を含む認定農業者又は認定農業者になることが確実に見込まれる者

要件

新たに集積する農用地の面積(所有権、賃借権及び農作業受託)が、現状と目標の差を目標までの年数で除した面積を概ね超えていること。

経営の資本装備が、基本構想の生産方式から見て効率的に利用できる適当な水準であること。

[集落営農タイプ]

対象者

地域の農用地利用改善団体の農用地利用規程に、担い手として位置付けられた特定農業法人、特定農業団体等

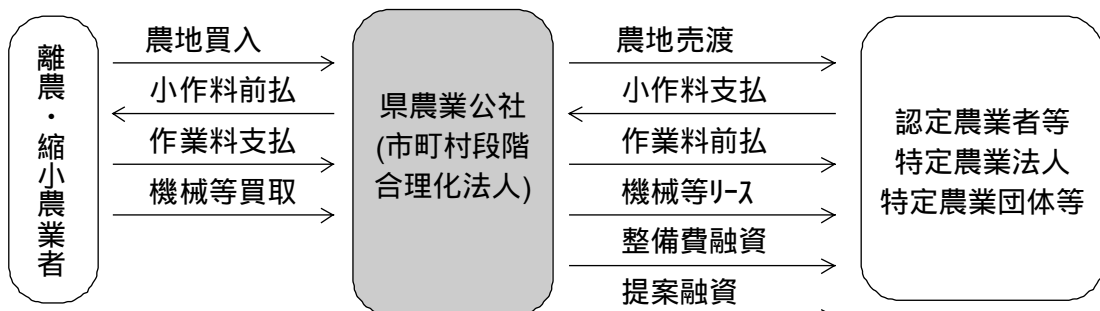
要件

新たに集積する農用地の面積(所有権、賃借権及び農作業受託)が、現状と目標の差を目標までの年数で除した面積を概ね超えていること。

地域の農用地の2/3以上の集積を目標とすること。

5年以内に法人化する計画を有すること。規約を作成すること。

しくみ



## 県外の8名を含む22名が参加！

～ 新規就農希望者先進農家視察研修会 ～

平成18年3月11日(土)に郡山市「カルチャ・パーク」を中心に新規就農希望者視察研修会を開催しました。



この研修会は、当公社青年農業者等育成センターが新規就農希望者を対象として、農業に対するイメージ作りやより具体的な就農計画策定を支援するため県はじめ関係団体の指導、協力を得て開

催したもので、県内はもとより、関東、関西から22名の方が参加されました。

研修会では、猪苗代町、葛尾村の就農サポートからそれぞれの取り組み状況や2名の先輩農業者からの事例報告を頂いた後、参加者との意見交換を行いました。

また、午後は、猪苗代町、郡山市の先進農家の現地視察を行いました。

事例報告者から、参加者に対し、生産技術を身につけるための就農前の研修の意義や農地確保方法等についてのアドバイスがあり、参加者からは「実際に新規就農された方の生の声を聞く事が出来、今後の新規就農を考える上で、大変参考になった。」との声が多くありました。

当公社の青年農業者等育成センターでは、今後もこのような研修会を開催しながら、本県での就農の誘導に努めたいと思います。



### 情報提供

全国担い手育成総合支援協議会事務局の主催により、平成18年3月16日、東京都において開催された特定農業団体についての説明会において、「集落営農・農業生産法人への参加と相続税及び贈与税の猶予制度との関係」について、農林水産省と国税庁との協議に基づき新しい取り扱い方針が示されました。

今回「収穫物の販売名義、販売収入の処分権を委託した場合でも、基幹農作業(耕起・代かき、田植え、刈取・脱穀)だけを委託し、それ以外の作業は全て行うとすれば納税猶予は継続される。」とのことです。

詳しくは、農林水産省のホームページにある前号紹介の雪だるまパンフ最新版をご覧ください。

### 本県4人目の

「農地保有合理化推進士」誕生！！

平成18年3月10日に東京都(国立オリンピックセンター)において、当公社の塚本晴男主任主査が「農地保有合理化推進士」として、社団法人全国農地保有合理化協会から認定されました。この「農地保有合理化推進士」は全国で47名が既に認定されており、本県からは、当公社の片平純参事兼農地調整課長、宮本繁課長補佐及び遠藤貢市主任主査に続く4人目の認定となります。





## 頑張る新規参入者

### 伊達市霊山町 ”「大武秀紀」” さん

脱サラで東京から伊達市霊山町に転入された大武さんは、就農してから今年で10年を迎えます。



就農以前から農業に興味を持ち田舎での生活を希望し、就農準備校での研修を経て、当農業振興公社青年農業者等育成センターに就農相談に来社され、その後、当公社の農地保有合理化促進事業の活用により農地を確保し、伊達市霊山町で平成

9年に就農されました。

就農スタートは、露地キュウリのみの栽培でしたが、現在では、桃、柿（あんぼ柿）、水稻を加えた複合経営に取り組み、農産物の販売にあたっては、インターネット等の活用により販路拡大に努めてきました。

この間、就農希望者向けのホームページを開設して、農作業日誌やこれまでの就農過程、就農にあたっての課題を公開する等積極的に情報発信しております。

また、平成11年には「認定農業者」の認定を受ける等、地域に定着し、農業の担い手として活躍しており、今後、さらなる飛躍が期待されています。



(あんぼ柿の乾燥風景 2005年12月2日 大武さん撮影)

### 編集後記

あれほど降った雪は何処へ行ったのでしょうか。テレビや新聞で取り上げられない日はなかったと思います。春が来るとあの厳しかった寒さや雪のことを忘れてしまいます。柔らかな日差しを受けて動植物たちが息を吹き返してくると、今年も田んぼの作業が心配になります。 S.M

### 問い合わせ

あて先 〒960-8681  
福島県福島市中町8番2号  
財団法人福島県農業振興公社 総務課  
TEL 024(521)9834 FAX 024(521)8277  
みなさんのご意見ご感想をお寄せください。  
<http://www.fnk.or.jp>

この広報誌は、再生紙を利用しております。

「あなたを、守る シートベルト 忘れないでね」